

支 社 長 殿

総務・経理本部長

技術本部長

## 工事請負契約書に定める単品スライド条項運用要領

東日本高速道路株式会社（以下「発注者」という。）が発注する工事において、最近の資材価格の変動を踏まえ、工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）を適用することとし、同条項に基づく工事請負代金の見直しの円滑化を図るため、当分の間、次のとおり運用することとしたので、通知する。

### 1. 対象工事

この要領の対象となる工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

- ① この要領の施行の日において契約履行中の工事で、当該契約の工期末から 2 ヶ月前までに、受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求があった工事。
- ② この要領の施行の日以降に契約を締結する（契約期間の開始日を迎える）工事で、かつ、当該契約の工期末から 2 ヶ月前までに、受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求があった工事。

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

- ① この要領の施行の日において契約履行中の工事で、当該契約の工期末から 2 ヶ月前までに、発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求があった工事。
- ② この要領の施行の日以降に契約を締結する（契約期間の開始日を迎える）工事で、かつ、当該契約の工期末から 2 ヶ月前までに、発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を実施した工事。

### 2. 対象材料

(1) この要領の対象となる材料（単品スライド条項にいう「主要な工事材料」のこと）は、次のとおりとする。

品 目	材 料
①鋼材類	・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼 2 次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料 【ただし、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は含まない】

②燃料油	・ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
③アスファルト類	・ストレートアスファルト、改質アスファルト（高粘度バインダーを含む）

- (2) 上記 2. (1) の品目に記載以外の工事材料について、日本国内の地域において工事材料の価格の著しい変動が認められ、変動額が工事の請負代金額に影響を及ぼす場合、当該工事材料についてこの要領の対象となる材料とすることができるものとする。この場合、下記 10、11、12、13、15 に定める適用判断及び算定は、「鋼材類」及び「アスファルト類」の場合に準じて、行うものとする。

### 3. (削除)

## 4. 受注者に対する通知及び請求

- (1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

契約責任者は、受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を受けたときは、7日（休日を含む）以内に、受注者に対し、下記 5、6、7. (1)、18. (1) により定める『基準日』、『協議開始日』、『証明書類の提出要請』及び『単品スライド条項の適用基準』を通知【別紙 1】すること。

なお、契約責任者は当該工事が支社契約の場合は、受注者へ通知した旨を監督員へ通知すること。

- (2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

契約責任者は、下記 10 により適用材料があり、単品スライド条項に基づく適用工事と判断された場合は、発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求【別紙 2】を行うこと。なお、請求に合わせて受注者に対し、下記 5、6、18. (2) により定める『基準日』、『協議開始日』及び『単品スライド条項の発注者の算定基準』を通知すること。

## 5. 基準日の設定

契約責任者は、受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を受けたとき、または、発注者から受注者に対して単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求を行うときは、次のいずれかに該当する日を、『基準日』として設定すること。

なお、基準日は、受注者から発注者に対する請求、発注者から受注者に対する請求ごとに設定すること。

- (1) 発注者が受注者から請求を受けた日または、発注者から受注者に請求した日（以下「請求日」という。）以前に契約書第 38 条に定める部分払を実施し、工事出来形部分がある場合は、請求日から直近の認定された工事出来形部分検査日の翌日を基準日とする。
- (2) 請求日以前に、契約書第 38 条に定める部分払を実施したことが無く、工事出来形部分が無い場合は、契約日（契約期間の開始日）を基準日とする。

## 6. 協議開始日の設定

- (1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

契約責任者は、契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき受注者の意見を聴いた上で、原則として工期末から 45 日前（休日を含む）の日をもって、発注者と受注者が具体的に請負代金額の変更にかか

る協議を開始する『協議開始日』として設定すること。

なお、協議開始日の変更が必要な場合は、別途通知することができる。

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

契約責任者は、契約書第 26 条第 8 項の規定に基づき受注者の意見を聴いた上で、原則として工期末から 45 日前（休日を含む）の日をもって、発注者と受注者が具体的に請負代金額の変更にかかる協議を開始する『協議開始日』として設定すること。

なお、協議開始日の変更が必要な場合は、別途通知することができる。

また、協議開始日が工期末以降となる場合は、請求を行う日から 7 日後以降に契約書第 26 条第 7 項の協議期間を考慮し『協議開始日』を設定すること。

## 7. 証明書類の提出要請等

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

契約責任者は、受注者に対し、次に掲げる事項を証明するための書類について協議開始日以降速やかに提出するよう要請すること。

① 上記 2. (1)①に定める『鋼材類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

② 上記 2. (1)②に定める『燃料油』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期を証明する書類。ただし、実際の購入価格等を証明する書類がない運用対象材料については、その種類ごとに、数量、金額等の妥当性を証明する書類を提出することを認める。

③ 上記 2. (1)③に定める『アスファルト類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

④ 上記 2 に定める工事材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

契約責任者は、受注者に対し、協議開始日以降発注者が協議した単品スライド額に受注者が同意できない場合は、次に掲げる事項を証明するための書類について提出するよう求めること。

① 上記 2. (1)①に定める『鋼材類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

② 上記 2. (1)②に定める『燃料油』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期を証明する書類。ただし、実際の購入価格等を証明する書類がない運用対象材料については、その種類ごとに、数量、金額等の妥当性を証明する書類を提出することを認める。

③ 上記 2. (1)③に定める『アスファルト類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

④ 上記 2 に定める工事材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

## 8. 運用の全部を取止める場合

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

契約責任者は、協議開始日以降、受注者が、上記 7. (1) に定める証明書類を提出しない場合、または辞退届【様式第 1 号】により請求を取り下げた場合は、当該工事にかかるこの要領の運用を取止めること。

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

契約責任者は、請求後の物価変動や請負代金額の変動等により、単品スライド条項の適用対象とされないことが明らかになった場合、受注者に対し請求の取り下げ【別紙 3】を行い、当該工事にかかるこの要領の運用を取止めること。

## 9. 証明書類の不備等により運用の一部を取止める場合

契約責任者は、受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく請負代金額の変更請求があった場合で、受注者が、上記 7. (1) の①、②、③及び④に定める証明書類の提出が不十分な運用対象材料について、この要領の運用を行ってはならない。

## 10. 単品スライドの対象材料の適用判断

契約責任者は、次のとおり、「鋼材類」、「燃料油」又は「アスファルト類」の各々の品目ごとに算定した、設計時点からの価格変動に伴うに伴う変動額分（「変動額：材料」）が、請負代金額（V）の 1% に相当する金額を超える場合、当該材料を単品スライドの適用材料とする。

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

適用材料の判断： 「変動額：材料」（変動に伴う増額分） $>V \times 1/100$

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

適用材料の判断： 「変動額：材料」（変動に伴う減額分） $>V \times 1/100$

## 11. 単品スライド額[S]の算定

単品スライド額[S]は、上記 5 により設定した基準日から工期末までの間の、上記 10 により適用と判断された対象材料の変動額の合計から、工事請負代金額（V）（基準日以前に、契約書第 38 条に定める部分払を実施し、工事出来形部分がある場合は、その工事出来形部分を控除した額）の 1% に相当する額を控除した額とし、次の算定式により計算する。

$$S = S① + S②$$

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

$$S① = \{ [\text{変動額の合計}] - V \times 1/100 \}$$

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

$$S② = - \{ [\text{変動額の合計}] - V \times 1/100 \}$$

S：単品スライド額

S①：受注者から発注者に対し請求があった場合の単品スライド額

S②：発注者から受注者に対し請求を行う場合の単品スライド額

V：工事請負代金額（基準日以前に、契約書第 38 条に定める部分払を実施し、工事出来形部分がある場合は、その工事出来形部分を控除した額）

[変動額の合計]：上記 10 の [変動額：材料] $>V \times 1/100$  となる対象材料の合計の絶対値

## 12. 各対象材料の変動額の算定

上記 10 の算定式中「変動額：材料」については、次に掲げる算定式により計算する。

$$\text{変動額：材料} = \{ (p'_1 - p_1) \times D_1 + (p'_2 - p_2) \times D_2 + \dots + (p'_m - p_m) \times D_m \}$$

↑ 該当する対象材料ごとに計算する

$p'$  : 価格変動後の各対象材料の単価【⇒下記 13】

$p$  : 設計時点における各対象材料の単価×C

$D$  : 対象とする数量【⇒下記 15】

$C$  : 落札率等

(土木工事等総価単価契約の場合に適用) 当該工事の当初契約書の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額／当初積算時の諸経費の対象とした単価表の項目の合計金額

(施設工事等総価契約の場合に適用) 当該工事の競争入札における落札率

## 13. 価格変動後の各対象材料の単価[ $p'$ ]の算定

(1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

価格変動後の各対象材料の単価[ $p'$ ]は、品目毎に 1) の合計金額と 2) の合計金額を比較し、いずれか安価となる方を採用する。ただし、実勢単価に基づき算出した額を実際の購入金額が上回る場合は、受注者が対象材料について、実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該材料等の搬入の月を証明する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、妥当であると発注者が認めた場合に限り、実際の購入金額を採用する。

### ① 鋼材類

1) 当該対象材料を工事現場等へ搬入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて現場等へ搬入した場合は、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

2) 当該対象材料を受注者が実際に購入した単価

### ② 燃料油

1) 当該対象材料を購入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて購入した場合は、各購入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

2) 当該対象材料を受注者が実際に購入した単価。

### ③ アスファルト類

1) 当該対象材料を工事現場等へ搬入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて現場等へ搬入した場合は、各搬入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

2) 当該対象材料を受注者が実際に購入した単価。

(2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

価格変動後の各対象材料の単価[ $p'$ ]は、品目毎に下記を採用する。

ただし、上記 7. (2) により、受注者から品目毎に受注者が実際に購入した単価の証明書類の提出があった場合は、品目毎の下記の合計金額と受注者の購入した単価による合計金額を比較し、いずれか高価となる方を採用する。

### ① 鋼材類

契約書及び設計図書に基づく施工計画書、履行報告並びに工事出来形部分等（以下「施工計画書等」という。）の発注者が有する情報に基づき判断した当該材料の工事現場等への搬入月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて現場等へ搬入した場合は、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

## ② 燃料油

施工計画書等の発注者が有する情報に基づき判断した当該材料の購入月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて購入した場合は、各購入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

なお、施工計画書等により購入月が判断できない場合は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢単価の平均に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価とする。

## ③ アスファルト類

施工計画書等の発注者が有する情報に基づき判断した当該材料の工事現場等への搬入月の実勢単価（対象材料を複数の月に分けて現場等へ搬入した場合は、各搬入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した額）に上記 12 の落札率等（C）を乗じた単価。

## 14. 価格変動後の各対象材料の単価[p']の例外

### (1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

上記 7. (1) の②ただし書きにより、実際の購入価格等を証明する書類がない運用対象材料にかかる単価[p']は、上記 13. (1) の定めにかかわらず、契約期間の開始月の翌月から終了月の前々月までの各月における実勢単価の平均とする。

### (2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

上記 7. (2) の②ただし書きにより、実際の購入価格等を証明する書類がない運用対象材料にかかる単価[p']は、上記 13. (2) の定めにかかわらず、契約期間の開始月の翌月から終了月の前々月までの各月における実勢単価の平均とする。

## 15. 対象とする数量[D]の算定

### (1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があった場合

対象とする数量[D]は、次に掲げる区分により算定する。ただし、基準日以前に契約書第 38 条に定める部分払を実施し、工事出来形部分がある場合は、当該工事出来形部分にかかる数量を控除すること。なお、受注者が上記 7. (1) で提出した数量が、下記①または②の数量を下回る場合は、受注者が上記 7. (1) で提出した数量とする。

① 土木工事等にかかる各対象材料については、精算数量

② 施設工事または土木工事のうち一式計上されている各対象材料については、発注者の設計数量

③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、工事請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が単価表等に明示されないものに限る）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

### (2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

対象とする数量[D]は、次に掲げる区分により算定する。ただし、基準日以前に契約書第 38 条に定める部分払を実施し、工事出来形部分がある場合は、当該工事出来形部分にかかる数量を控除

すること。

- ① 土木工事等にかかる各対象材料については、精算数量
- ② 施設工事または土木工事のうち一式計上されている各対象材料については、発注者の設計数量
- ③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、工事請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が単価表等に明示されないものに限る）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの

## 16. 変更契約

契約責任者は、原則として請負代金額の変更にかかる変更契約を協議開始日以降工期末迄に行うこと。

## 17. 全体スライド条項との併用時の特例

契約書第 26 条第 1 項から第 4 項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、上記 10 中「工事請負代金額」とあるのは、「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点からの」を「設計時点（工事請負契約書第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日）からの」と、上記 11 中「工事請負代金額」とあるのは、「工事請負代金額から契約書第 26 条第 3 項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0 とする。）」と、上記 12 の「設計時点における対象材料の単価」とあるのは、「設計時点における対象材料の単価（工事請負契約書第 26 条第 3 項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とする。

## 18. 単品スライド条項の適用基準等の通知

- (1) 受注者から発注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求があつた場合

契約責任者は、受注者から請負代金額の変更請求を受けた場合は、別添 1 に定める『単品スライド条項の適用基準』を上記 4. (1) の通知と合せて通知するものとする。

- (2) 発注者から受注者に対し、単品スライド条項に基づく変更請求を行う場合

契約責任者は、発注者から受注者へ請負代金額の変更請求を行う場合は、別添 2 に定める『単品スライド条項の発注者の算定基準』を上記 4. (2) の通知と合せて通知するものとする。

## 19. その他

この要領に定める各事項の具体的な運用等については、別に定める。

以 上

### 附 則

1. この要領は、平成 20 年 6 月 25 日から施行する。
2. 平成 20 年 8 月 21 日東高技調第 265 号による改正は、平成 20 年 8 月 21 日から実施し、平成 20 年 7 月 28 日時点で施工中の工事から適用する。
3. 平成 20 年 12 月 11 日東高技調第 503 号による改正は、平成 20 年 12 月 15 日から実施し、平成 20 年 9 月 12 日時点で施工中の工事から適用する。

4. 平成 21 年 3 月 9 日東高技調第 651 号による改正は、平成 21 年 3 月 9 日から実施する。
5. 令和 4 年 12 月 8 日東高総調第 449 号、東高技管第 167 号による改正は、令和 4 年 12 月 8 日時点で施工中の工事から適用する。



別紙 1

(文書番号)

(日付)

(受注者) 様

(契約責任者)

単品スライド協議に関する証明書類等の提出依頼等について

工事件名) \_\_\_\_\_

標記件名にかかる工事請負契約書第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) に基づき、貴職より、先に請求のありました請負代金額の変更について、下記のとおり協議します。

なお、異議がない場合は、同意書を監督員に提出願います。

記

1. 基準日 令和 00 年 00 月 00 日

2. 協議開始日 令和 00 年 00 月 00 日

※) 協議開始日以降、3 に掲げる証明書類を監督員に提出願います。

3. 対象材料の購入等にかかる証明書類等の提出依頼

① 「鋼材類」及び「アスファルト類」に該当する対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

※) 「鋼材類」及び「アスファルト類」に該当する対象材料については、証明書類の提出がない場合、本件単品スライド協議の対象とすることはできません。

② 「燃料油」に該当する対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期を証明する書類

※) 「燃料油」に該当する対象材料については、全ての証明書類の提出は求めませんが、証明書類が全く提出されない場合は、本件単品スライド協議の対象とすることはできません。

③ 「鋼材類」、「燃料油」及び「アスファルト類」に該当しない工事材料 (下記 4 の適用基準の 2 (2) に該当する材料) については、その種類ごとに、実際の購入価格 (数量及び単価)、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

※) 「鋼材類」、「燃料油」及び「アスファルト類」に該当しない対象材料については、証明書類の提出がない場合、本件単品スライド協議の対象とすることはできません。

4. 単品スライド条項の適用基準

別添 1 のとおり

以 上

別紙 2

(文書番号)

(日付)

(受注者) 様

(契約責任者)

単品スライド請求書

工事件名)

---

標記件名にかかる工事請負契約書第 26 条第 5 項 (単品スライド条項) に基づき、請負代金額の変更を請求します。

記

1. 基準日 令和 00 年 00 月 00 日
2. 協議開始日 令和 00 年 00 月 00 日
3. 単品スライド額 協議開始日以降、「単品スライド条項の発注者の算定基準」に基づき協議する。

なお、協議にあたっては、下記 4. 「発注者の算定基準」の 7 に記す書類が必要となる場合があります。

4. 単品スライド条項の発注者の算定基準  
別添 2 のとおり

以 上

別紙3

(文書番号)

(日付)

(受注者) 様

(契約責任者)

## 単品スライド請求取り下げ書

工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、単品スライド請求書（令和 年 月 日付け）を提出しましたが、請負代金額の変更請求については、取り下げます。

以 上

様式第1号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 支社  
支社長 殿

受注者

## 単品スライド請求辞退届

工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、単品スライド請求書（令和 年 月 日付け）を提出しましたが、変動額を試算した結果、変動幅が小さいため契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求を辞退します。

以上

## 単品スライド条項の適用基準

### 1. 適用の原則

契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更の適用基準は、次の各項によるものとする。

### 2. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、「鋼材類」、「燃料油」又は「アスファルト類」であって、各品目に分類される材料は次のとおりとする。

品 目	材 料
①鋼材類	・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料 【ただし、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は含まない】
②燃料油	・ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
③アスファルト類	・ ストレートアスファルト、改質アスファルト（高粘度バインダーを含む）

#### (2) 主要な工事材料の特例

「主要な工事材料」（上記（1）で定めたもの）以外の材料で、日本国内の地域において工事材料の価格の著しい上昇が認められ、変動額が工事の請負代金額に影響を及ぼす場合（4. の「鋼材類」または「アスファルト類」の算定方法により3（2）の対象工事費の1%を超えるもの）、単品スライド条項の適用対象材料とすることができる。

### 3. 単品スライド適用の対象工事

(1) 各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が対象工事費の100分の1に相当する金額を超える工事とする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{変更鋼}} - M_{\text{当初鋼}} \quad (\text{「鋼」は鋼材類をいう。以下同じ。})$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{変更油}} - M_{\text{当初油}} \quad (\text{「油」は燃料油をいう。以下同じ。})$$

$$\text{変動額}_{\text{As}} = M_{\text{変更As}} - M_{\text{当初As}} \quad (\text{「As」はアスファルト類をいう。以下同じ。})$$

(2) (1)に規定する「対象工事費」は、単品スライド条項適用前の最終的な請負代金額に相当する額（一部しゅん功の場合は、単品スライド条項適用前的一部しゅん功額に相当する額）から消費税相当額を控除したものとする。なお、単品スライド請求以前に契約書第38条に定める部分払いを実施し、工事出来形部分がある場合や契約書第39条に基づく部分引渡しのため、一部しゅん功検査を行った場合は、単品スライド条項適用前の最終的な請負代金額（一部しゅん功の場合は、一部しゅん功額）から当該工事出来形部分や部分引渡し部分を除き、消費税相当額を控除したものとする。

### 4. 単品スライド額の算定

(1) 請負代金額の変更額（以下「単品スライド額」という。）の算定は、2. 及び3. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又はアスファルト類に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

### 1) 単品スライド額の算定

$$S = (M^{\text{変更鋼}} - M^{\text{当初鋼}}) + (M^{\text{変更油}} - M^{\text{当初油}}) + (M^{\text{変更As}} - M^{\text{当初As}}) - V \times 1/100$$

S : 単品スライド額

$M^{\text{変更鋼}}$ ,  $M^{\text{変更油}}$ ,  $M^{\text{変更As}}$  : 価格変動後の鋼材類、燃料油又はアスファルト類の金額

$M^{\text{当初鋼}}$ ,  $M^{\text{当初油}}$ ,  $M^{\text{当初As}}$  : 価格変動前の鋼材類、燃料油又はアスファルト類の金額

V : 3.(2)に規定する対象工事費

### 2) 価格変動前の鋼材類、燃料油又はアスファルト類の金額の算出

$$M^{\text{当初鋼}}, M^{\text{当初油}}, M^{\text{当初As}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times C$$

$p_1, p_2 \dots p_m$  : 設計時点における各対象材料の単価

$D_1, D_2 \dots D_m$  : 6.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

C : 落札率

### 3) 価格変動後の鋼材類、燃料油又はアスファルト類の金額の算出

品目毎に下記①、②を比較し、安価なものを採用する。

①実勢単価（物価資料等に記載の単価）を用いる場合

$$M^{\text{変更鋼}}, M^{\text{変更油}}, M^{\text{変更As}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times C$$

$p'_1, p'_2 \dots p'_m$  : 5.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

$D_1, D_2 \dots D_m$  : 6.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

C : 落札率

②乙が実際に購入した単価を用いる場合

$$M^{\text{変更鋼}}, M^{\text{変更油}}, M^{\text{変更As}} = \{p''_1 \times D_1 + p''_2 \times D_2 + \dots + p''_m \times D_m\}$$

$p''_1, p''_2 \dots p''_m$  : 乙が実際に購入した際の各対象材料の購入単価

$D_1, D_2 \dots D_m$  : 6.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

(2) 単品スライド額の算定は、諸経費・消費税相当額を含まないものとする。

## 5. 価格変動後における単価の算定方法

(1) 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ $p'$ ）は、次に定めるとおりとする。

#### ①鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した単価）とする。

#### ②燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に購入した場合した場合にあっては、各購入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した単価）とする。

ロ 各対象材料のうち、7.(3)の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても6.の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢単価の平均単価とする。

#### ③アスファルト類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢単価（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した単価）とする。

## 6. 対象数量の算出方法

(1) 単品スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。ただし、単品スライド請求以前に工事出来形部分検査を行った部分や一部しゅん功検査を行った部分がある場合、当該部分にかかる数量を控除するものとする。

① 土木工事等にかかる各対象材料については、精算数量。

② 土木工事または施設工事等のうち一式で計上されている各対象材料については、甲の設計数量。

③ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が単価表等に明示されないものに限る。）にあっては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

## 7. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認

(1) 乙が単品スライド条項の適用を請求したときは、甲は乙に対し、乙が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、その種類ごとに、数量、金額等の妥当性を証明する書類を提出し、6. の対象数量とすることができる。

## 8. 全体スライドを行う場合の特則

契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、3. (2)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と、4. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とする。

## 9. その他

乙は単品スライド請求書を提出した場合にあっては請求を辞退できるものとし、その場合その旨を記載した単品スライド請求辞退届（様式第1号）を甲に提出するものとする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

東日本高速道路(株) 支社  
支社長 殿

受注者

## 単品スライド請求辞退届

工事名) \_\_\_\_\_

標記工事について、単品スライド請求書（令和 年 月 日付け）を提出しましたが、変動額を試算した結果、変動幅が小さいため契約書第 26 条第 5 項に基づく請負代金額の変更請求を辞退します。

以 上



## 単品スライド条項の発注者の算定基準

### 1. 適用の原則

契約書第26条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）に基づく請負代金額の変更の適用基準は、次の各項によるものとする。

### 2. 主要な工事材料

(1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、「鋼材類」、「燃料油」又は「アスファルト類」であって、各品目に分類される材料は次のとおりとする。

品 目	材 料
①鋼材類	・ H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料 【ただし、非鉄金属（アルミニウム、鉛、金、銀、銅、ニッケル等）は含まない】
②燃料油	・ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
③アスファルト類	・ ストレートアスファルト、改質アスファルト（高粘度バインダーを含む）

### (2) 主要な工事材料の特例

「主要な工事材料」（上記（1）で定めたもの）以外の材料で、日本国内の地域において工事材料の価格の著しい変動が認められ、変動額が工事の請負代金額に影響を及ぼす場合（4. の「鋼材類」または「アスファルト類」の算定方法により3（2）の対象工事費の1%を超えるもの）、単品スライド条項の適用対象材料とすることができる。

### 3. 単品スライド適用の対象工事

(1) 各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が対象工事費の100分の1に相当する金額を超える工事とする。

$$\text{変動額} = M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}$$

(2) (1)に規定する「対象工事費」は、単品スライド条項適用前の最終的な請負代金額に相当する額（一部しゅん功の場合は、単品スライド条項適用前的一部しゅん功額に相当する額）から消費税相当額を控除したものである。なお、単品スライド請求の際に通知する基準日以前に契約書第38条に定める部分払いを実施し、工事出来形部分がある場合や契約書第38条に基づく部分引渡しのため、一部しゅん功検査を行った場合は、単品スライド条項適用前の最終的な請負代金額（一部しゅん功の場合は、一部しゅん功額）から当該工事出来形部分や部分引渡し部分を除き、消費税相当額を控除したものである。

### 4. 単品スライド額の算定

(1) 請負代金額の変更額（以下「単品スライド額」という。）の算定は、2. 及び3. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類、燃料油又はアスファルト類に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

#### 1) 単品スライド額の算定

$$S = (M^{\text{変更}} - M^{\text{当初}}) + V \times 1/100$$

S : 単品スライド額

$M^{\text{変更}}$  : 価格変動後の金額

$M^{\text{当初}}$  : 価格変動前の金額

V : 3.(2)に規定する対象工事費

## 2) 価格変動前の金額の算出

$$M^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times C$$

$p_1, p_2 \dots p_m$  : 設計時点における各対象材料の単価

$D_1, D_2 \dots D_m$  : 6.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

C : 落札率

## 3) 価格変動後の金額の算出

$$M^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times C$$

$p'_1, p'_2 \dots p'_m$  : 5.の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

$D_1, D_2 \dots D_m$  : 6.の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

C : 落札率

(2) 単品スライド額の算定は、諸経費・消費税相当額を含まないものとする。

## 5. 価格変動後における単価の算定方法

(1) 単品スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 ( $p'$ ) は、次に定めるとおりとする。

### ①鋼材類、アスファルト類及びその他の対象材料（燃料油を除く）

契約書及び設計図書に基づく施工計画書、履行報告並びに工事出来形部分等（以下「施工計画書等」という。）の甲が有する情報に基づき甲が判断した各対象材料の現場への搬入月の実勢単価（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した単価）とする。

### ②燃料油

施工計画書等の甲が有する情報に基づき甲が判断した各対象材料の購入月の実勢単価（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢単価を購入月ごとの購入数量で加重平均した単価）とする。

なお、施工計画書等により購入月が判断できない場合は、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢単価の平均単価とする。

## 6. 対象数量の算出方法

(1) 単品スライド額の算定の対象とする数量 (D) (以下「対象数量」という。) は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。ただし、単品スライド請求以前に工事出来形部分検査を行った部分や一部しゅん功検査を行った部分がある場合、当該部分にかかる数量を控除するものとする。

- ①土木工事等にかかる各対象材料については、精算数量。
- ②土木工事または施設工事等のうち一式で計上されている各対象材料については、甲の設計数量。
- ③その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの（運搬費用が単価表等に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの。

## 7. 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙との協議

(1) 甲が協議した単品スライド額に対し、乙が同意できない場合は、下記を証明する書類の提出を求めるものとする。

① 2 (1) ①に定める『鋼材類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

② 2 (1) ①に定める『燃料油』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期を証明する書類。ただし、実際の購入価格等を証明する書類がない運用対象材料については、その種類ごとに、数量、金額等の妥当性を証明する書類を提出することができる。

③ 2 (1) ①に定める『アスファルト類』に該当する運用対象材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

④ 2 (2) に定める工事材料について、その種類ごとに、実際の購入価格（数量及び単価）、購入先、購入時期及び工事現場等への搬入時期を証明する書類

(2) 乙が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、燃料油等に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を乙が提出し難い事情があると認める場合においては、その種類ごとに、数量、金額等の妥当性を証明する書類を提出し、6. の対象数量とすることができる。

## 8. 全体スライドを行う場合の特則

契約書第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、3. (2)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」と、4. (1)中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とする。

## 9. その他

甲は単品スライド請求書を提出した場合にあつても請求を取り下げることができるものとし、その場合その旨を乙に通知する。